



2026年2月13日

各 位

会 社 名 住友林業株式会社
代表者名 代表取締役社長 光吉 敏郎
(コード番号:1911 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレート本部
コーポレート・コミュニケーション部長
水野 隆
(TEL. 03-3214-2270)

定款の一部変更及び第1回社債型種類株式の発行登録に関するお知らせ

住友林業株式会社(以下「当社」といいます。)は、2026年2月13日開催の取締役会において、2026年3月27日に開催予定の第86期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)を附議すること及び第1回社債型種類株式に係る発行登録を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

また、本プレスリリースの内容は、「社債型種類株式に関する補足説明資料及びQ&A」にて補足しておりますので、併せてご参照ください。

記

I. 本定款変更について

1. 定款変更の目的及び理由

当社は、2030年を見据えた長期ビジョン「Mission TREEING 2030」の達成に向けて事業活動を推進しています。2025年2月に策定した中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」は、財務健全性を担保しながら、利益の再投資による積極投資を継続する「飛躍的成長に向けた改革と具現化の3年」と位置づけました。国内外で木造住宅の供給拡大や中大規模木造建築を推進するなど脱炭素化の取り組みを継続し、海外の住宅・不動産事業の経営基盤の拡充を通じたグローバル展開をさらに深化させながら、収益性を高めています。

中長期的な企業価値向上を実現するうえでは、構造的な住宅不足を背景に市場拡大が続く米国・豪州を中心に海外の住宅・不動産関連事業への継続的な投資が必要であり、特に米国住宅事業においてはM&Aを含む投資機会の拡大が想定されます。このため、積極的な成長投資を支えるさらなる財務基盤の強化により、財務健全性及び格付を維持し、資金調達の柔軟性を確保し続けることが重要と考えます。

こうした考えのもと、普通株式の希薄化を回避しつつ、資本効率に配慮しながら自己資本を拡充可能な「社債型種類株式」を新たな資金調達の選択肢として確保すべく、本定時株主総会に本定款変更を附議することを決定いたしました。具体的には、種類株式である第1回社債型種類株式ないし第10回社債型種類株式(以下「本社債型種類株式」といいます。)の発行に向けて、定款に諸規定の追加等を行います。

引き続き当社は、「木」を軸にしたバリューチェーン「ウッドサイクル」をマルチナショナルに展開し、地球環

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

境への価値、人と社会への価値、市場経済への価値を創出して、持続的な企業価値の向上につなげてまいります。

(社債型種類株式の主な特徴)

- ・ 株主総会における議決権や普通株式への転換権がないため、当社普通株式の株主(以下「普通株主」といいます。)の議決権の希薄化が生じません。(買収防衛策に活用できる商品性ではなく、そのような想定もありません。)
- ・ 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式です。優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主の皆様のみが有します。また、本社債型種類株式の資本コストは発行時に決定される配当年率相当分であるため、発行から概ね5年間の資本コストは普通株式よりも低いことが想定されます。(注1)
- ・ 自己資本が増加するものの、普通株式に係るROE等の主要な財務指標への影響は限定的です。(注2)
- ・ 発行可能株式総数(発行可能な普通株式と社債型種類株式の合計数)の変更を行うものではありません。

(注1)2026年2月13日提出の第1回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している5%以下の想定配当年率の範囲内で発行が実現した場合となります。

(注2)普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分(種類株式払込金額及び優先配当金)を控除して計算することを想定した場合となります。

2. 定款変更の内容

別紙1「定款変更案」をご参照ください。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年3月27日(予定)
定款変更の効力発生予定日	2026年3月27日(予定)

4. 本社債型種類株式の商品性

①「社債型」種類株式としての商品性

本社債型種類株式は、当社普通株主の皆様の利益を保護する観点から、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない、議決権の希薄化が生じないといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

そのため今後、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られた際には、普通株主の皆様の議決権が希薄化することなく、また、普通株式による公募増資に比べて普通株式に係るROEやEPSを含む当社財務指標への影響により配慮(注3)しつつ、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢となりえるものと考えています。

(注3)普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分(種類株式払込金額及び優先配当金)を控除して計算することを想定した場合となります。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

②ハイブリッド社債に類似した商品性

本社債型種類株式を発行する際には信用格付業者(株式会社格付投資情報センター)より、格付上の資本性の認定(資金調達額の50%)を受けることができるよう、ハイブリッド社債に類似した商品性とする想定であり、主に以下のような特徴を有する設計とすることを検討しています。

(主な特徴)

- ・優先配当金:当初、発行から概ね5年間は固定配当(注4)、その後は変動配当。普通株式に優先、累積型、非参加型
- ・当社による取得条項(コール):発行から5年後以降等に、金銭対価による取得が可能
- ・借換制限:当社が取得条項等により本社債型種類株式を取得する場合、原則、同等以上の資本性資金調達を行う。ただし、発行決議により定める場合を除く(注5)
- ・議決権:なし
- ・普通株式への転換権:なし

(注4)2026年2月13日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は5パーセント以下を想定しています。

(注5)ハイブリッド社債の場合、借換制限によって、発行会社が期限前償還(コール)する際には、同等以上の資本性のあるハイブリッド社債等を発行することが一般的です。

一方で、一般的なハイブリッド社債とは異なり、本社債型種類株式の発行により調達した金額は会計上も資本として計上されます。

③一般募集による発行、東京証券取引所プライム市場への上場

本社債型種類株式を発行する際には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般募集による発行を行い、東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。これにより、個人投資家の皆様にも投資可能な商品とすることを企図しています。

④種類株主総会

本社債型種類株式を有する株主(以下「社債型種類株主」といいます。)は、会社法で定める事項及び定款で定めた事項に限り、種類株主総会において決議をすることができます。本定款変更においては、当社が以下の行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要することとする想定です。

- ・当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(当社の単独による株式移転を除きます。)
- ・当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

上記のとおり、本社債型種類株式の商品性は普通株主の皆様に議決権の希薄化という不利益を与えるような内容ではないと考えています。また、当社は積極的な成長投資を支えるさらなる財務基盤の強化を目指す中で、資金調達の柔軟性を確保すべく「社債型種類株式」を新たな資金調達の選択肢の一つとする目的として、本定款変更を行うことを企図しています。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

II. 第1回社債型種類株式に係る発行登録について

当社は本日付で、下記のとおり第1回社債型種類株式に係る発行登録書を提出しています。

なお、第1回社債型種類株式の発行条件及び発行総額等は、別紙2「第1回社債型種類株式発行要項(一部)」に記載されるものを除き、未定です。また、第1回社債型種類株式を含む本社債型種類株式の具体的な発行時期についても未定ですが、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られた際には、市場環境にもよるもの、第1回社債型種類株式の発行を最大1,000億円の規模で検討する可能性があり、当社の資本政策に照らして、今後、当社取締役会が決定します。また、将来において資本拡充の必要性が生じた際に、機動的な発行を実現することを目的として、本定款変更は第10回号までの授權枠を確保する内容としております。なお、第2回号以降の具体的な発行時期や内容については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいりますが、現時点においては第1回号と同様に最大1,500万株の範囲内で、議決権や普通株式への転換権がなく、普通株主の議決権の希薄化が生じない商品性を想定しております。

- (1) 募集有価証券の種類 第1回社債型種類株式
- (2) 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで
(2026年2月21日～2028年2月20日)
- (3) 発行予定期額 1,000億円を上限とします。
- (4) 募集方法 一般募集
- (5) 調達資金の用途 投融資資金、設備投資資金、借入金返済資金、社債償還資金及び運転資金等に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。
- (6) 引受証券会社 野村證券株式会社(注)
(注)その他の引受人に関しては未定であり、その他の引受人が加わる場合には、発行決議において決定されます。
- (7) その他募集に関する事項 別紙2「第1回社債型種類株式発行要項(一部)」に記載のとおりです。

以上

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙1

定款変更案

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案																						
第1条～第4条 [省 略]	第1条～第4条 [現行通り]																						
第5条 (公告方法) 当会社の公告方法は電子公告とする。 <u>ただし</u> 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。	第5条 (公告方法) 当会社の公告方法は電子公告とする。 <u>但し</u> 、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。																						
第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は12億株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は12億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。 <table> <tbody> <tr><td>普通株式</td><td>12億株</td></tr> <tr><td>第1回社債型種類株式</td><td>1,500万株</td></tr> <tr><td>第2回社債型種類株式</td><td>1,500万株</td></tr> <tr><td>第3回社債型種類株式</td><td>1,500万株</td></tr> <tr><td>第4回社債型種類株式</td><td>1,500万株</td></tr> <tr><td>第5回社債型種類株式</td><td>1,500万株</td></tr> <tr><td>第6回社債型種類株式</td><td>1,500万株</td></tr> <tr><td>第7回社債型種類株式</td><td>1,500万株</td></tr> <tr><td>第8回社債型種類株式</td><td>1,500万株</td></tr> <tr><td>第9回社債型種類株式</td><td>1,500万株</td></tr> <tr><td>第10回社債型種類株式</td><td>1,500万株</td></tr> </tbody> </table>	普通株式	12億株	第1回社債型種類株式	1,500万株	第2回社債型種類株式	1,500万株	第3回社債型種類株式	1,500万株	第4回社債型種類株式	1,500万株	第5回社債型種類株式	1,500万株	第6回社債型種類株式	1,500万株	第7回社債型種類株式	1,500万株	第8回社債型種類株式	1,500万株	第9回社債型種類株式	1,500万株	第10回社債型種類株式	1,500万株
普通株式	12億株																						
第1回社債型種類株式	1,500万株																						
第2回社債型種類株式	1,500万株																						
第3回社債型種類株式	1,500万株																						
第4回社債型種類株式	1,500万株																						
第5回社債型種類株式	1,500万株																						
第6回社債型種類株式	1,500万株																						
第7回社債型種類株式	1,500万株																						
第8回社債型種類株式	1,500万株																						
第9回社債型種類株式	1,500万株																						
第10回社債型種類株式	1,500万株																						
第7条 [省 略]	第7条 [現行通り]																						
[新 設]	第8条 (自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除) <u>当会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式(第1回社債型種類株式ないし第10回社債型種類株式をいい、第1回社債型種類株式ないし第10回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、各社債型種類株式という。)を有する株主(以下、社債型種類株主という。)との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</u>																						
第8条 (単元株式数) 当会社の単元株式数は100株とする。	第9条 (単元株式数) <u>当会社の単元株式数は、普通株式及び社債型種類株式のそれぞれにつき100株とする。</u>																						
第9条・第10条 [省 略]	第10条・第11条 [現行通り]																						
第11条 (株主名簿管理人) 当会社は株主名簿管理人を置く。	第12条 (株主名簿管理人) 当会社は株主名簿管理人を置く。																						

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>	<p>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>
<p>第12条・第13条 [省 略]</p> <p>[新 設]</p>	<p>第13条・第14条 [現行通り]</p> <p><u>第3章 社債型種類株式</u></p>
	<p><u>第15条 (社債型種類株式優先配当金)</u></p> <p>当会社は、第49条に基づき事業年度末日を基準日として剩余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の株主名簿に記録された社債型種類株主又は社債型種類株式の登録株式質権者(以下、社債型種類株主と併せて社債型種類株主等と総称する。)に対し、普通株式を有する株主(以下、普通株主という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて普通株主等と総称する。)に先立ち、各社債型種類株式1株につき、第1号に定める額の金銭(以下、社債型種類株式優先配当金という。)を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>1. 当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格(第2号に定義する。)相当額に、本配当年率(第3号に定義する。)を乗じて算出した額(但し、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。)</p> <p>2. 発行価格とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額(当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額)をいう。</p> <p>3. 本配当年率とは、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率をいう。但し、10パーセントを上限とする。</p> <p>②ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剩余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下、累積した不足額を社債型種類株式累積未払配当金という。)。社債型種類株式累積未払配当金については、前項又は次条に定める</p>

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>剩余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剩余金の配当を行う。</p> <p>③社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剩余金の配当を行わない。</p>
	<p><u>第16条（社債型種類株式優先期中配当金）</u></p> <p>当会社は、第50条に基づき6月30日を基準日（以下、期中配当基準日という。）として剩余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の株主名簿に記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下、社債型種類株式優先期中配当金という。）を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</p>
	<p><u>第17条（残余財産の分配）</u></p> <p>当会社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額</p> <p>②社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</p>
	<p><u>第18条（議決権）</u></p> <p>社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p>
	<p><u>第19条（金銭を対価とする取得条項）</u></p> <p>当会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当</p>

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現行定款	変更案
	<p>たリの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。</p>
	<p>第20条（株式の併合又は分割等）</p> <p>当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。</p> <p>②当会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。</p> <p>③当会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。</p> <p>④当会社は、株式移転（当会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。</p> <p>⑤前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。</p>
	<p>第21条（優先順位）</p> <p>各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第14条（招集の時期） 当会社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集する。 前項のほか必要がある場合は臨時株主総会を招集する。</p> <p>第15条〔省略〕</p> <p>第16条（議長） 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p>	<p>第4章 株主総会</p> <p>第22条（招集の時期） 当会社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集する。</p> <p>②前項のほか必要がある場合は臨時株主総会を招集する。</p> <p>第23条〔現行通り〕</p> <p>第24条（議長） 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p>

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条（電子提供措置等）</p> <p>当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>第25条（電子提供措置等）</p> <p>当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第18条（決議方法）</p> <p>株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</p>	<p>第26条（決議方法）</p> <p>株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</p>
<p>第19条（議決権の代理行使）</p> <p>当会社の株主がその議決権の行使を委任する代理人は、議決権行使することができる当会社の他の株主1名に限るものとする。</p> <p>株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第27条（議決権の代理行使）</p> <p>当会社の株主がその議決権の行使を委任する代理人は、議決権行使することができる当会社の他の株主1名に限るものとする。</p> <p>②株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>[新 設]</p>	<p>第28条（種類株主総会）</p> <p>種類株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</p> <p>③第24条、第25条及び第27条の規定は、種類株主総会について準用する。</p> <p>④第23条の規定は、毎年12月31日から3か月以内に開催される種類株主総会について準用する。</p> <p>⑤当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>⑥当会社が次に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。</p> <p>1. 当会社が消滅会社となる合併又は当会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転</p>

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行 定 款	変 更 案
	(当会社の単独による株式移転を除く。) <u>2. 当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認</u>
第4章 取締役及び取締役会	第5章 取締役及び取締役会
第20条 [省 略]	第29条 [現行通り]
第21条 (選 任) 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらない。	第30条 (選 任) 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ②取締役の選任決議は累積投票によらない。
第22条～第29条 [省 略]	第31条～第38条 [現行通り]
第5章 監査役及び監査役会	第6章 監査役及び監査役会
第30条～第38条 [省 略]	第39条～第47条 [現行通り]
第6章 計 算	第7章 計 算
第39条～第42条 [省 略]	第48条～第51条 [現行通り]

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙2

第1回社債型種類株式発行要項(一部)

1. 募集株式の種類	住友林業株式会社第1回社債型種類株式(以下「第1回社債型種類株式」という。)
2. 募集株式の数	未定
3. 発行価格(募集価格)の 総額	発行価格(募集価格) 未定 「発行価格」とは、第1回社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株あたりの金額をいう。
4. 払込金額	未定
5. 増加する資本金及び資 本準備金の額	増加する資本金の額は、払込金額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 払込期日	未定
7. 申込株数単位	100株
8. 優先配当金	<p>(1) 優先配当金 当社は、事業年度末日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の株主名簿に記録された第1回社債型種類株式を有する株主(以下「第1回社債型種類株主」という。)又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者(以下、第1回社債型種類株主と併せて「第1回社債型種類株主等」と総称する。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。)に先立ち、次号に定める額の金銭(以下「第1回社債型種類株式優先配当金」という。)を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に定める第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(2) 第1回社債型種類株式優先配当金の額 1株につき、その1株当たりの発行価格相当額に、発行決議の後に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件(※1)を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で決定される配当年率を乗じて算出した額 当該配当年率は、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以</p>

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までは、発行決議により定める固定の基準金利に、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド(以下「当初スプレッド」という。)を加えた率(※2)とし、その後の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び1パーセントを加えた率とする。但し、配当年率は、定款の定めに従い、いずれも10パーセントを上限とする。

※1 当該仮条件は、当社が受領する第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書、他の事業会社が発行した社債型種類株式の市場価格等及び当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等を総合的に踏まえて決定する。

※2 2026年2月13日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は5パーセント以下を想定している。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剩余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本項第(2)号に記載するブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を基準として発行決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。)。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剩余金の配当を行う。

(4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剩余金の配当を行わない。

9. 優先期中配当金

当社は、6月30日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)として剩余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の株主名簿に記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭(但し、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剩余金の配当を行うときは、払込期日(同日を含む。)から期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭)(以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、以下に定める額の金銭を支払う。

1株につき、発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額

(2) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

11. 優先順位

各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

12. 議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

13. 種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

(a)当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)

(b)当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

14. 取得条項(会社による (1) 金銭対価の取得条項

金銭対価の取得) 当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日(発行日)(同日を含む。)から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付する。但し、当社は、(i)取得日又は振替取得日(以下に定義する。)のいずれかと決済日(以下に定義する。)が異なる暦年に属する取得を行うことができず、また(ii)1月1日から3月31日までのいずれかの日を取得日又は振替取得日とする取得は、当該振替取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当に係る取締役会の決議の日以降に限り行うことができる。

「振替取得日」とは、本項に規定する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいう。

「決済日」とは、本項に規定する金銭対価の取得と引換えに支払われる金銭の交付日(営業日に限る。)をいう。

(2) 借換制限

当社は、当社が本項に規定する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得(以下、本項に規定する金銭対価の取得と併せて「金銭対価取得」という。)を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額(以下に定義する。)につき、借換証券(以

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

下に定義する。)を発行若しくは処分又は借り入れ(以下「発行等」という。)することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。但し、発行決議により定める場合を除く。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額(以下に定義する。)をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額を、当該借換証券について信用格付業者から承認を得た資本性(パーセント表示される。)で除して算出される額をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「借換証券」とは、以下のa.ないし.c.の証券又は債務をいう。但し、(i)以下のa.ないし.c.のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、(ii)以下のa.又はb.の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii)以下のb.又はc.の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと信用格付業者から承認を得たものに限る。

- a. 普通株式
- b. 上記a.以外のその他の種類の株式
- c. 上記a.又はb.以外の当社のその他一切の証券及び債務

「評価資本相当額」とは、第1回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に信用格付業者から承認を得た資本性(パーセント表示される。)を乗じた額をいう。

(3) 取得の方法

本項第(1)号に基づき第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

15. 株式の併合又は分割等 (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
- (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。
- (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。
- (4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をするときは、第

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行なう際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

1回社債型種類株主等に第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付する。この場合における第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定める方法による。

16. 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。